

所得税の還付申告は1月27日から・申告はお早めに

令和元年分所得税の還付申告を

1月27日(月)から受け付けます。

年末調整を受けた人でも医療費控除などの申告をすると、源泉徴収された所所得税が還付される場合があります。

●受付時間／9時から17時

●受付場所／課税係（2月17日(月)からは、受付時間と受付場所が変更となります）

※釧路税務署では、2月17日(月)から申告会場を設置します

次のような場合に 所得税が還付されます

【医療費控除】

病気やけがにより支払った医療費から、保険金などで補填される

金額（健康保険の高額療養費の支給金や生命保険契約の入院給付金など）を差し引いた金額が、10万円と総所得金額などの5%のうち、どちらか少ない額を超えて支払った場合

なお、平成29年分から『セルフメディケーション税制』が新設さ

れています

健康の保持増進および疾病の予防に関する取り組みを行った人が、1

万2千円以上の対象医薬品（対象医薬品は購入時、レシートなどにマーカが記載されます）を購入した場合

に控除を受けることができます

※通常の医療費控除と併用して適用できないため、どちらの控除を受けれるかを選択する必要があります

【住宅借入金等特別控除】

住宅ローンなどを利用して家屋の新築・購入（その家屋の敷地を同時に購入した場合も含みます）、または増



申告に必要な書類など

印鑑、源泉徴収票、生命保険料・

介護医療保険料・個人年金保険料・

国民年金保険料・地震保険料（旧長

期損害保険料）の控除証明書、国民

健康保険税（料）・後期高齢者医療保

険料・任意継続社会保険料・介護保

険料の領収書、還付金振込先の金融

機関・支店・口座番号（本人名義）が

わかるもの

そのほか、控除の区分により次の

書類などが必要です

▽医療費控除／医療費控除の明細書

または医療保険者から交付を受けた

【寄附金控除】
主なものとして、次の支出を2千円を超えて行った場合

国や地方公共団体に対する寄附金・社会福祉法人に対する寄附金・特定の政治献金・公益社団法人および公益財団法人に対する寄附金・国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出した寄附金・震災関連寄附金など

※平成29年分から領収書の代わりに医療費控除の明細書が必要となりました

ただし、令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます

▽セルフメディケーション税制／セルフメディケーション税制の明細書・健康の保持増進および疾病の予防に関する取り組みを行った

ことを明らかにする書類（特定健診検査の結果通知書など）

▽住宅借入金等特別控除／家屋の登記事項証明書（家屋の敷地を同

時に取得している場合は、その敷地の登記事項証明書も必要）、工事請負契約書の写し、住宅取得資金

に係る借入金の年末残高証明書もあります

※増改築または中古住宅の購入の場合には、必要な書類が異なる場合

▽寄附金控除／寄附をした団体からの領収書、寄附をした団体が寄附金控除の該当団体であることの証明書の写しなど

※寄附金により必要な書類が異なるります



●問い合わせ／課税係、釧路税務署☎0154-31-5100